

事案発生！『いじめ』にかかる情報を確認(法23条第1項)

◎児童生徒・保護者からの相談 ◎教職員からの報告 ◎アンケートの記述 ◎他校・地域から



『校内いじめ対策委員会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・学級担任等で組織)』(法22条、法23条第2項)を開催し、事実関係の確認に着手

- 1 ①「被害者」からの聞き取り、②必要に応じて周囲の児童生徒からの聞き取り、③「加害者」からの聞き取りの順で“速やかに”“複数の職員で”行い、事実に食い違いがないかを確認をする。
- 2 ①②③の内容を合わせ、情報を整える。

### 『事実の確認といじめの確認』

聞き取り記録を基に、「被害者」が述べた行為について、事実確認を行い、いじめがあったか確認する。

#### 事実確認によりいじめがあったと確認した場合

- ・「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又は、その保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」の規定にのっとり、措置を開始する。(法23条第3項)
- ・被害者に対しての支援を、だれがどのように行うのかを決定する。また、その結果を被害者の保護者に伝える。
- ・加害者に対して、どのような指導を、だれがどのように行うのかを決定する。

#### 事実確認によりいじめがあったと確認できない場合

- ・いじめを確認できなかった経緯を「被害者」に丁寧に説明する。また、それについての意見を聞き取る。
  - ・同様に、「被害者」の保護者にも経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
  - ・「加害者」の保護者についても、経緯と理由を説明し、それについての意見を聞き取る。
- 引き続き、「被害者」「加害者」となった担任は児童生徒の関係や様子を注意深く観察し、校内の生徒指導報告等の場面で教職員に情報を共有する。

### 『いじめ対応協議』

◎対応チーム(校内いじめ対策委員会を中心に編成)による対応協議

- ①被害者の児童生徒とその保護者の心情に配慮した対応を基本に協議
  - ②連携を検討(教育委員会・SC・SSW・教育相談員)
- ※③外部専門機関のアドバイスによる対応を検討(警察、弁護士、有識者)

### 『教育委員会へ報告と情報共有』

◎事案発生の報告と対応について報告。(法23条第3項)

### 『被害児童生徒・保護者への対応』

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聞き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、いじめと認定した結果を知らせ、支援の体制を整えることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方についての意見を聞き取る。

### 『加害児童生徒・保護者への対応』

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。(基本方針5章)
- ・加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。(基本方針30章)
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。(基本方針、別添2の7章)
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主觀的な感情に任せて一方的に行うではなく教育的配慮に十分に留意しいじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。(基本方針、別添2の8章)
- ・加害者の保護者に対して、いじめをしていたと認定した結果を知らせ、「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者の指導の体制をとることを伝え、同時に保護者に対して協力をもとめ、継続的な助言を行う。

### 『継続的支援』

- 心のケアと児童生徒の関係修復
- ・可能であれば、児童生徒どうしでの謝罪と和解を行う。
  - ・可能であれば、保護者どうしの謝罪と和解を行う。
  - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とし見守り続ける。(基本方針30章)

#### ※加害者に、他校の児童生徒がいた場合

- ・当該学校へ連絡し、事実確認を要請(※管理職間)
- ・事実確認後、保護者に連絡。情報提供協力の要請
- ・事実確認内容を報告してもらい、情報を共有

### 『いじめが起きた集団への働きかけ』

いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。またはやしたてるなど同調していた児童生徒に対してはそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(基本方針、別添2の8章)